

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

4 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成27年4月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 4月30日(木) 午後2時30分から午後5時18分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

### 3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員  
瀧川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目教育部長  
櫻本教育総務課長  
夏目学校教育課長  
長谷川生涯学習課長  
杉山生涯学習課参事  
柿原文化課長  
加藤文化課参事  
佐宗スポーツ課長

### 5 書 記

杉浦教育総務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 3月会議録の承認

日程第2 4月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 4月の行事・出来事

日程第3 議案

第10号議案 新城市社会教育委員の委嘱について(生涯学習課)

第11号議案 新城市公民館運営審議会委員の委嘱について(生涯学習課)

日程第4 協議・報告事項

(1) 平成27年度各課の主なスケジュール、事務分掌及び主な事業について(教育総務課)

(2) 新城教育憲章(案)に対するパブリックコメントへの対応について(教育総務課)

- (3) 新設小学校の校歌制定に対する補助について（教育総務課）
- (4) 生涯学習推進員について（生涯学習課）
- (5) 新城市の地質百選について（文化課）
- (6) 館報44号の発行について（文化課）
- (7) 特別展「新城市の自然誌 地学編」開催について（文化課）
- (8) 新城市スポーツ推進委員の辞任について（スポーツ課）

日程第5 その他

- (1) 平成27年度学校訪問実施予定表について（学校教育課）
- (2) 新城市公共施設等総合管理計画策定委員会委員について（教育総務課）

次回定例会議（案） 5月28日（木）午後2時30分

（鳳来総合支所3階 教育相談室）

閉 会

○委員長

皆さん、こんにちは。

平成27年4月の定例教育委員会会議を始めます。

日程第1 3月の会議録の承認

○委員長

最初に、3月会議録の承認ということでお願いします。

日程第2 4月の新城教育

○委員長

では、日程第2 4月の新城教育のほうへ入ります。

教育長さん、報告をお願いします。

○教育長

4月末になって、春から一気に初夏になったみたいない感じいたしますけれども、平成27年度各小中学校におきましてもPTA総会等が行われ、また生涯学習や文化、スポーツの諸団体におきましても総会等が順次行われまして、順調なスタートができていないかと思えます。

3点、お願いいたします。

1点目は教育憲章のパブリックコメントについてであります。市民の皆様方や教職員の皆様方から大変多くの貴重な御意見をいただきました。その一つひとつをつぶさに読ませていただきましたけれども、しっかりと教育憲章の文言を読んでいただいて、そして御意見をいただいているなあということを感じさせられます。ほんとにありがたい限りでございます。

教育委員会といたしましても、その一つひとつを吟味、検討いたしまして、教育憲章に反映すべきところは反映し、それ以後行われます総合教育会議で検討し、市議会の了承を得るように進めていきたいと考えております。

2点目ですけれども、全国学力学習状況調査でございます。4月21日、市内全小中学校で国語、算数・数学、理科の3教科につきまして、悉皆調査で行われました。ただ、市内におきましては複式小学校がございますので、複式校におきましては理科の未習部分がありますので、理科については未実施ということでございます。

今後の扱いですけれども、調査結果が出ましたら例年どおりの方向で進め、各学校の授業改善に役立てていきたいと考えています。

3点目ですけれども、改正地教行法への対応でございます。4月1日より改正地教行法が施行されましたけれども、そんな中で先だって東海北陸都市教育長協議会がございましたけれども、そこで話題になったこと、あるいは県の都市教育長協議会で話題になったことを3点ほど申し上げたいと思えます。

一つは新教育長への移行でございますけれども、東海北陸102市があるわけですけれども、そのうち19市が4月1日より移行となりました。そんな中で、移行によります新教育長の責任増大、業務肥大に伴いまして報酬審議会での検討や条例化も多くの市で進んでいるとのことでございます。

それから、総合教育会議につきましても、運営要綱の作成をして、そして早い時期に実施するとい

うようなことで各市が動いているようでございます。本市におきましても、教育総務課で運営をただいま準備しているところでございます。その内容につきましては、これまでプレ総合教育会議で運営についてもかなり市長との間で了承事項等ございますので、それを受けて策定を進めていきたいと思えますし、次の5月の定例教育委員会会議で教育委員会としての見解をまとめて、市長のほうに提示してまいりたいと考えております。

また、愛知県の動きですけれども、4月17日に第1回の総合教育会議が開催されました。その中で、教育大綱は首長が策定するというふうになっているわけですが、知事の大綱と愛知県の教育振興基本計画、この策定が行われてるわけですが、非常に重なっている部分も多いということで同時進行の中でダブルスタンダードにならないよう大綱を策定していく方向だそうです。そんな中で、意見交換がなされましたけれども、教育委員さんのほうからは家庭教育の重要性やコミュニティスクールなど地域と連携した学校運営、新城の共育に当たるものですが、そういったこととか東京オリンピックに向けての子どもたちの夢を育む施策、あるいは教育予算の一層の充実といったことが出されたようです。

それから、大村知事さんのほうからは教育環境整備が知事としての自分の役割だという御意見と同時に、社会の学校教育への過度の期待に対する対応をどうするかといったこととか、特別支援や外国人子女に対する学習支援のあり方、それから耐震化への取り組み等今後とも力を入れてやっていきたいという意見が交換されたようでございます。

以上、3点です。

○委員長

ありがとうございました。

何か質問等ありますか。

では、(2) 4月の行事・出来事として、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

教育総務課は、教育長及び教育委員さんが出席された行事や会議が載せてあります。年または月の定例的な行事がほとんどでしたが、その中で、22日の鳳来北西部地区小学校再編検討委員会について、今まで全体会議というのが載せてありました。来月からは全体会議は不定期での開催となりますので、役員会議と分科会をメインにそれぞれ進めていくという形に変更されますのでよろしくお願いします。

以上です。

○委員長

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

4月1日ですが、教職員の定期人事異動発令通知式が勤労青少年ホームで行われました。本年度は、今までと違って立ったままもらうということで、時間も心配しましたが非常にスムーズにできたと思っております。

6日、7日ではありますが、小学校及び中学校の入学式がありました。小学校1年生356名、中学校の1年生409名が入学して、いいスタートを切っているところであります。

9日第1回校長会議、10日市内一斉の離任式がありました。

15日は、養護教諭の研修会で、本年度の研究の方向等が示されました。

それから、21日は先ほど教育長が言われたとおり、全国学力学習状況調査が行われております。ほとんど全ての子どもが受けております。

22日ですが、栄養教諭・栄養職員の研修会がありました。同じく、初任者研修会も行われました。

24日には、事務職員の研修会がありました。これについては、本年度また事務の共同実施について研究、研修も深めていくことになっております。

25日の土曜日ですが、中学校の春季体育大会が行われました。天候にも恵まれまして、順調に1日で終わることができました。

以上であります。

#### ○委員長

生涯学習課、お願いします。

#### ○生涯学習課長

生涯学習課の関係しました行事について御報告させていただきます。

まず、平日ですが22日の水曜日に生涯学習推進員協議会の総会を開催いたしました。昨年までは公民館分館長会という名称で行われておりましたが、地区から推薦される方を生涯学習推進員として、これまでの公民館の76分館区域を代表して76地区からの推進員さんに御参加いただきました。それで、推進員協議会の正副会長さん、役員さん方の御選出をいただき委嘱をしております。

それから、右側の行事のようですが、19日の日曜日に市の子ども会連絡協議会の総会を28単子の出席を得て実施いたしました。

来月になりますが、9日の土曜日に市のPTA連絡協議会の総会の開催を予定しております。

#### ○生涯学習課参事

続きまして図書館ですけれども、毎週土曜日、絵本の読み聞かせをドリームサロンにて行っております。

それから、第2・第4木曜日につきまして、折り紙教室を2階のラウンジにて開催しまして、定員15人の2回、30人ほど受講がありました。

以上です。

#### ○委員長

文化課、お願いします。

#### ○文化課長

左側の平日ですが、15日、愛知県博物館協会実行委員会が瀬戸市で開催され、出席をしました。

それから、15日から6月29日の期間で、設楽原歴史資料館の企画展「岩瀬忠震展」を開催しております。

16日は来年度、愛知県で国民文化祭が開催されるということで、県の担当者が来庁しまして意見交換会を行い、それから新城地域文化広場の定例会議を開催して、指定管理者からの利用状況等の報告を受けております。

17日、鳳来山東照宮の春の大祭が行われ出席しましたが、今年が徳川家康公薨去400年ということで、四百年式年大祭として行われました。

次に21日に文化講座の運営委員会、それから22日から6月29日までの期間で、長篠城址史跡保存館の特別展「保存館50周年回顧展」を開催しております。

23日、戦国絵巻切手シート贈呈式ということで、郵便局から情報提供者である教育委員会とのぼりまつり奉賛会へ戦国絵巻切手シートが贈呈されました。

それから、本日ですが、愛知県市町村文化財保護行政担当者会議が開催され、出席しております。

右側に移りまして、3日それから飛びまして24日ですが、新城薪能実行委員会を開催しております。

5日には、さくらまつりに合わせて庭野の大脇薬師如来の祭礼、それから釜家建民家でさくら茶会を開催しました。お茶会につきましては、あいにくの雨で、来場者は40名ほどでした。

11日に長篠城址史跡保存館の歴史講座、13日が文化事業運営委員会、それから、豊かなる調べコンサートの実行委員会、15日に作手古城まつり実行委員会をそれぞれ行っております。

25日に長篠城址史跡保存館開館50周年記念式典・講演会を開催いたしました。教育委員さんにつきましても出席していただきまして、ありがとうございました。

それから、26日に豊かなる調べコンサートの合唱団の結団式が行われております。

そして、昨日、設楽原歴史資料館で資料館まつりを開催しております。

来月の主な行事としまして、29日に小学校5、6年生を対象とした文化事業の芸術鑑賞教室を開催します。

右側ですが、10日に作手古城まつり、17日に文化財めぐり、それから30日につくでの森の音楽祭を開催する予定です。資料の一番後ろに作手古城まつりとつくでの森の音楽祭のチラシができましたので添付させていただきました。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。では、自然科学博物館ですね。

○文化課参事

土日、祭日になりますが、19日、日曜日に博物館学術委員総会、午後に友の会総会を行いました。

書き漏らしてしまったんですが、その日から特別展の「新城市の自然誌 地学編」の展示会を8月31日まで開催しております。後ろにチラシをつけてございます。

そして、29日ですが、野外学習会第1回目になりました「雨生山の植物を観察しよう」を開催いたしました。

それから、この資料を提出した後の出来事ですが、平日24日はコノハズクの初鳴きが四谷・千枚田でありました。

以上です。

○委員長

スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

右側の欄からいきます。

7日火曜日、スポーツ推進委員の定例会が開催されました。

11・12日の土曜日曜日になりますけど、奥三河パワートレイルが開催されました。

16日木曜日、スポーツ推進委員の総務委員会が開催されました。

18日、文化会館におきまして、体育協会の総会が開催されました。

18・19日、マスカラリーin新城（中部地方選手権）ということで、例年ですと全日本選手権、10月

の末から11月にかけて開催しております同時開催という形で行っていったのを、会場の混雑緩和などを考慮してこの日に開催しております。

19日、春季市民体育大会総合開会式が桜淵のグラウンドで開催されました。

来月の行事の主なものといたしまして、13日水曜日、B&G中部ブロック総会が上松町で開催されます。

15日金曜日、東三スポーツ振の理事・監事・評議員会が開催されます。

26日火曜日、愛知県B&G連絡協議会の総会が西尾市で開催されます。

右に移りまして、23日土曜日、市のスポーツ推進員の実技研修会が開催されます。

30日、第15回つくしんぼうスポレク祭が開催されます。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

御質問等あったらお願いします。

どうぞ。

○委員

文化課なんですが、コノハズクの初鳴きがあったっておっしゃったんですけど、どのように認定されるのでしょうか、教えてください。

○文化課参事

認定といいますか、一番最初の情報、鳴いたのを初鳴きと言っていて、これは私が確認したわけではないんですが、地元の方が夜8時から盛んに鳴いてるのを聞いたということで情報をいただいております。

○委員

それを聞いた方は、博物館でお願いをしている方ですか。

○文化課参事

ではないですけども、非常に詳しい方なので、信頼のおける情報ということです。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○文化課参事

その後、博物館としても現地で確認しています。

○委員

はい。結構です。

○委員長

どうぞ。

○委員

このところ続けて、毎年このあたりに来ているんでしょうかね。

○文化課参事

四谷は毎年来ていますが、鳳来寺山ではここ5年ほど鳴き声が途絶えています。

○委員

それともう一ついいですか。来月23日の市スポーツ推進員の実技講習というのは、どんなことをやっているんですか。

○スポーツ課長

まず、午前中に消防署のほうに出かけまして救急救命の講習会を受けます。それで、午後からは30日につくしんぼうスポレク祭を予定してますので、そちらのほうの実技を研修する、自分たちでおさらいをして来場者に指導するというので実技研修ということなんです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、さくらシンポジウムですが、私のほうで事務局をやらせていただいて実施させていただきました。当日、1,000人くらいのお客さんがいらしていただきまして、実はパンフレットがなくなったりとか、600人くらいだと思ってたものですから、足らなくなったりとかってことでうれしい悲鳴でもあったんですけども、それ以上に教育委員会の皆さんに大変お力添えをいただきましてありがとうございます。当日いらしてくださった方もここにお見えになりますし、図書館のほうでも大変お世話になりました。ありがとうございます。あと、現地見学会でもお世話になったところがございまして、非常に皆さん喜んで行ってくださいましたので、こういうところはまた新城の誇りになるかなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

あとは、よろしいでしょうか。

○委員

一つだけごめんなさい。

○委員長

どうぞ。

○委員

鳳来北西部地区の小学校再編検討委員会が不定期になるということで、役員会議と分科会ということだと、分科会というのはどんな分科会が。

○教育総務課長

テーマごとに決めています。通学に関する分科会と、地域とのかかわりの分科会、それから施設分科会の3つで活動します。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

北西部の通学の問題というのは、中学校の足の問題をあわせて取り組むという方向には動いているのかとか、動けるものなのかとか、その辺はどうなのかなということ、決められましたか。

○教育総務課長

こちらの検討会は小学校再編について話し合いをしていますので、今出ている計画ではあくまでも小学校のスクールバスについてどうかという話しか出ていないです。

中学生については、Sバスで通学していますが、あくまでもそちらを基本に考えておりますので、行政課のSバス担当部署と調整をするということで進めているという形です。

○教育部長

今の件ですが、この3月までは行政課の行政係というところが公共交通の事務を担っておったと。で、やはり公共交通、市民の足をどういうふうにしていくのかということは新城市にとって非常に大きな課題、テーマの一つであるものですから、4月からは行政課の中に公共交通係という公共交通専門に担う係を設けましたので、今まで、昨年度よりは動くのかな、また動いていかんところといった組織をつくった意味がまたないということでありますので、今年年明け直後ぐらいだったと思いましたが、関係のところ、福祉だとか、庁内の関係部署の中から教育委員会も入ってですけども、関係のところと調整会議みたいなものを立ち上げてきております。で、今度新しい係ができたものですから、その辺が進んでいってほしいなという思いはしておりますので、動きが悪かったら少し尻たたかなきゃなという気はしております。

○委員

御存じだと思いますけど、田口に行くバスを使うとか、そういうパターンがあって、にっちもさっちもいかないのがあの路線なんですよね。それを使ってしまうと、鳳来西とかの子たちっていうのは、その路線があるがゆえにほかのところの路線を動かせないというような状況になっているので、かなりドラスティックにシステム自体を、今までの枠組みではないものというのを考えるぐらいのものでないと、多分手詰まりなんだろうなって思います。専門の先生はついていらっしゃるので、もちろん進め方というのは多分何かあるんだろうと思うんですけども、実は、何年も公共交通会議が止まっているんです。それで、担当の先生も業を煮やしてみたいな状況で、やる気があるのかなのかぐらいの勢いで、もう公共交通会議、毎回すごいひどいんですよ。もう聞いていられないくらい市側の担当者が叱られるような会議なので、あちらがそういうふうな形でやっているのと思っていますと、多分、設楽との組み方とかその辺があって、利用者・子どもたちが、実際あと何年待てばいいのかっていうのは、なかなか答えが出てこないんじゃないのかというのが、1年近く公共交通会議に通った私の実感なものですから、ちょっとその辺のところをひとつずつひもをほぐしていただいて、新しいシステムが使えないのかとか、そういうこともですね、今まで取り組んでいないようなやり方ができないのかとか、そういうことを担当者がいると思うんで考えてもらおうとかっていう形で、こちらの、私が非常に大変な思いをしておりますというのが伝えていただけるといいなという人もいます。よろしくお願ひします。

○教育部長

わかりました。統合の。

○委員

統合じゃなく。

○教育部長

統合小学校、それから今の鳳来中学校の通学、それから今子どもの足のもっと充実をしてという話はその2つ、それからもう1つこの八名のほうでもそういった声が上がってきておりますので、教育委員会としては子どものためにどうだっていう視点で臨まなければいけませんので、ただ教育委員会だけで動けるといってもまだないものですから、行政課の公共交通係のほうに教育委員会から問題提起をして、考えてちょうだいよというような申し立てですか、プッシュというんですかそういったものをしていきたいというように思いますので、はい。

○委員

公共交通会議の件で、ちょうど今、八名の件で部長さんからありましたけど、八名小もちょっと問題になっていることがあります。公共交通会議ですが、その会議の中に教育委員会のほうもかかわっておみえになりましたよね。メンバーの中に。

○委員

PTAが入っています。

○委員

PTAだけでなく、その会議にぜひ教育委員会、それから学校関係者も入って意見を述べたり、要望できたりするようにすべきじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうかね。そうすると、行政課の管轄であっても学校側の要望として上げることができるようになると思われまので、ですから教育委員会のほうも学校関係者もぜひそのメンバーの中に加えていただくのがいいんじゃないかなと思います。もし、今まで参加されていないのであれば、ぜひそういう形に。

○教育部長

ちょっとその辺は行政課のほうと調整をさせていただきたいと思います。先ほど言いましたように、年明け早々に内部的な調整会議ではあるんだけど、関係部署が集まってという打ち合わせ会議が立ち上がったものですから、その先は、やっぱり公共交通会議につながっていきますので、いずれちゃんと行政課のほうと調整をしてみます。

○教育長

もう1つ、それについて。恐らくデータはあると思うんだけど、公共交通機関の小中学生の利用人数、利用割合、それが全市的にどうなのかということを考えると、要するに子どもの利便性というのはいかに考慮すべきかというのがデータの的にも出ると思うんですね。そこら辺もやっぱり一つ教育委員会として押さえておきたい数値かなということを思いますので、よろしくお願いします。

○委員

一応あります。去年の報告かなんかでも。

○委員

ありましたね。

○委員

ありましたよね。

○教育長

どのぐらい。

○委員

ほとんどというぐらい。

○教育長

であるならば、どうすべきかっていう方向性は見えてくると思うんですよね。

○委員

でも、そこが悩んでる。一般の方に使っていただきやすい公共交通にしなきゃいけないねっていうミッションが、向こうの公共交通会議ではすごく大きくあつたりするので、そのところも会議の中でもどうするかっていうのはすごく問題。でも、やっぱり子どものことっていうかがすごく大事やと

いうふうなことは認識していて、ただ情報は集まってないですね。どういうところで困ってるのかっていうのが、本当にポツンとこう出てきたり出てこなかったり、もう末端は知らなかったわみたいなものもたくさんあったりするんで、言われたとおりにそこをつなぐってということは物すごく大切だと思うんですよ。

それで、そういう関係者会議をやったということですね。

#### ○教育部長

話を聞いてみると、公共交通を利用するのは実態としては子どもがほとんどなんです。ですけども、一般の、例えばお年寄りの足というものをどういうふうに確保するのかという視点を行政課のほうではなかなか外せないという事情があって、では今、一つのバスを子どももお年寄りも使おうというふうに今やっておるんですけども、それではもうにっちもさっちもいなくなってしまうというのが現状なものですから、新しい公共交通システムというものを考えていかなければ多分だめなんだろうと思います。デマンドの考え方だとかっていうものを入れていかないといけない。

ところが、その新しいシステムにまだ行政課のほうがかたがた踏み切れてないというところで、ちょっととまってしまってるというような感じかなというのは受けとめますので、そこら辺の高齢者の足の確保というところまで教育委員会が余り口を出せないものですから、その辺をしっかりと進めてよということを書いていかなあかんのかな。

それが進まないのであれば、じゃあ子どもの足はもう教育委員会で勝手にやりますよっていうのも手法の一つではあるとは思いますが、ただそうすると、既存の公共交通機関とスクールバスというのが完全にバッティングしますので、お客さんをごっそり奪われてしまうというような形になりますので、今Sバス等の経費というのは運行会社、バス会社に経営補填をしています。赤字分だけを補填をしておりますので、その赤字が膨らむ、片やSバスを走らすとそのため経費も余分にかかってくると、全く二重の投資をするというような形になりますので、そこんところで板挟みになってるというのが現状なんですね。

なので、委員さんが言われたように、ちょっとドラスティックなもの、見方を変えるというようなことをしないと恐らく先へ一歩踏み出せんのかなという感じはしております。

#### ○委員長

じゃあ、今の件については、また後日部長さんのほうから報告していただけると、そういうことでよろしいですか。

#### ○委員

私、教育委員会側もそういうことをきちんとまとめられるという人をきちんとつくっておいていただけるといいかなというような気がします。その人がこういうところが今問題になってるよとかっていうふうなことを、きちんと握ってるよっていう。そんな方はみえるんですか、担当者。それを担当する人といいのは。

#### ○教育部長

子どもの通学の足の確保ということになりますと、教育総務課の業務になりますので。

#### ○教育総務課長

そうですね。通学に関するSバスやJRなども含めての担当がありますので、そちらのほうで把握はできています。

○委員

ぜひ何か、プランをこんなんでもうでしょうって、こっちからプラン持っていけるぐらいの。

○教育長

学校教育的にいうと、やはり今後また指導要領の改訂等があって、学校で指導しなくてはならない内容がすごく増えてくるわけ。そうなってきたときに一番大事なのはカリキュラム、教育課程をスムーズに進められることを担保できないと、これは市としての責任が果たせないことになるんですね。ここんとこにやっぱり主眼を置いて、時間、時刻表を考えていかないといけない。ただ、家から、地域から学校へ運ぶだけじゃなくって、その向こうにある学校教育が円滑に運ぶということに一番の主眼を置く必要があるということを思いますね。

でも、これは内情を知ってる人しか意見が言えないわけですので、そういう意味合いでも委員さんが言われるように学校教育に精通している者が委員として参加する必要があると思いますね。

○委員長

じゃあ、そういうことでよろしいですか。はい。

### 日程第3 議案

○委員長

それでは、日程第3の議案へ入ります。

第10号議案、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

10号議案、それから11号議案、ともに関係がありますので同時に説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長

はい、どうぞ。

○生涯学習課長

では、3ページにあります10号議案、新城市社会教育委員の委嘱について、それから5ページの11号議案、新城市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明をさせていただきます。

両審議会の審議内容に関連性が強いことから兼務してお願いをしてまいりましたので、平成27年度につきましても、両委員には同じ15名の方を委嘱したいと考えております。

名簿の13番目をごらんください。

新城市生涯学習推進協議会会長という名前で今泉氏に参加していただいております。これ、昨年度までは公民館分館長会の代表として新城地区、鳳来地区、作手地区、それぞれから1名出していただき、3名に委員になっていただいておりますけれども、今年度は名称を改めました生涯学習推進員の協議会長さん1名の御参加にいただきまして、残ります2つの枠につきましては学識経験者ということで、7番目の鈴木さんですが、行政経験でありまして市の企画部長を務められて退職された方で、鳳来地区の学識経験者ということでお名前を入れさせていただいております。それから、8番目の沢田さんは平成26年度の新城市のPTA連絡協議会の会長であります。学識経験ということで、新城地区から入れさせていただいております。

それぞれ内諾をいただいておりますので、この15名の委員で御承認をいただけたらと思います。

○委員長

では、何か質問等ありますか。

じゃあ、これ一応10号議案、11号議案を賛成される方は挙手してください。

(賛成者 挙手)

○委員長

それでは、全員賛成ということで、ありがとうございます。

#### 日程第4 協議・報告事項

○委員長

日程第4、協議・報告事項、(1)の主なスケジュール等ですね。

教育総務課お願いします。

○教育総務課長

主要行事等につきまして、平成27年度の各課の主要行事予定を上げております。これは、課ごとに行事予定を掲載したもので、委員さんにも御出席をいただく行事もありますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。なお、出欠の詳細などにつきましては先月の定例会で配付いたしております教育委員出席会議表をごらんいただきたいと思っております。

続きまして、11ページから平成27年度の事務分掌を載せてありますので、ここからは各課の紹介になりますので順番に説明していきます。

まず初めに、教育総務課ですが、今年度課長となりました櫻本です。よろしく申し上げます。そして、新しく副課長兼庶務係長として杉浦が異動してきました。

○教育総務課副課長

杉浦です。よろしく申し上げます。

○教育総務課長

今後は杉浦がこの委員会の書記として会議に出席させていただきますので、よろしく申し上げます。

そのほかの異動としましては、昨年いました今泉が異動し、かわりに主事の吉川という新任の女性職員が配属されました。

なお、昨年度までは育児休業取得中の原田が配属となっておりましたが、今年度からは人事課付ということで異動となっております。

以上、合計7名の職員で事務を分担しております。

続きまして、12ページの主な事業ですが、特に今年度はいよいよ作手小学校の建設工事と鳳来寺小学校の改修工事が始まります。学校の統廃合に向けて、目に見える動きという形になっておりますので、滞りなく進めていきたいと思っております。

また、そのほかの大きな事業としましては、作手中学校の校舎の改修事業、小中学校の吊り天井補強事業などを行う予定となっております。

以上です。

○委員長

全部引き続いてやっていただいて、もし何か質問があればその後と、そういうことですね。はい、どうぞ。

○学校教育課長

それでは、お願いいたします。

平成27年度の事務分掌であります。職員でかわった者は副課長の中の下から2番目の榊原ともみがかかりました。道奥が出まして榊原ともみがグアム日本人学校から帰ってきまして、こちらの副課長ということで入りましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、横の主事、荻野ですけれども、4月から育休から復帰して出るようになりました。

それから、不登校いじめ専門相談員ですが、今年度から嘱託職員として松下義江が入りましたのでよろしくお願ひします。

なお、先年度まで嘱託職員でありました加藤ちず子ですが、いろんな難しい事案もあるものですから、引き継ぎをうまくするという意味で約半年間臨時職員ということで働いていただきます。

あと、あすなる教室の指導員ということで滝川、小野田、そして臨時職員ということで権田、菰田、夏目と計5名で対応をさせていただいております。

それから、平成27年度の主な事業であります。ここにありますように1番から20番までが主な事業となっております。特に本年度ですが、中学生海外派遣事業で、今までこれに参加していた中学生がどのような進路といいますか道に進んでいるとか、この体験がどういう意味があったのかというようなことをアンケートにとりまして、今後の海外派遣の方向性、例えば英語圏にするとか、そういったようなことにも可能性を見つけていきたいと思っております。

以上であります。

○委員長

はい。

○生涯学習課長

続きまして、生涯学習課の御説明をさせていただきます。

今年度、生涯学習課長兼西部公民館長を仰せつかりました長谷川です。よろしくお願ひします。

それから、本日この会議、参事兼図書館長の杉山が出席をしています。

まず、職員ですが、鳳来総合支所にあります生涯学習課に、私、それから昨年主任でありました早川が生涯学習係長ということで昇任になりました。それから、主事の小山、社会教育指導員2年目の山本ということで、4名で生涯学習課の業務を務めております。

図書館につきましては、杉山参事、それから異動で副課長兼青少年係長兼図書館係長ということで菅沼が行政課から参っております。それから、再任用の主事が1名、嘱託職員が6名、臨時職員4名で図書館を運営しております。

そのほか、西部公民館と青年の家にそれぞれ嘱託職員を置きまして、事務のほうを進めております。本年もよろしくお願ひいたします。

主な事業ですが、1番目に共育推進事業、2番目に共育活動支援事業というように市の予算上におきましても、特化している事業を全面に出すために、これまでの予算編成を組みかえまして、社会教育、家庭教育等の事業をまとめて共育推進事業というように改めて予算化いたしまして、それぞれの事業を進めてまいります。

内容としては、昨年度と大きく変わったところはございませんけれども、共育につきましては継続して発信していくという、啓発活動も重要であると思ひますので重点を置いて行っていきたいと考えて

おります。

6番目、図書館等の事業になりますけども、図書館（ふるさと情報館）の事業につきましては、今年度戦後70年平和祈念教科書展を計画しまして、今後開催内容等詰めていく予定でございます。

あと、社会教育施設につきましては、それぞれ施設の企画、各種の講座の開催から施設の維持管理を行ってまいります。

以上です。

○委員長

はい、お願いします。

○文化課長

続きまして、文化課の説明をさせていただきます。

17ページをご覧ください。

職員体制としましては、課長以下13名で、文化課につきましては、設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館、作手歴史民俗資料館の4つの施設の管理運営を行っております。

職員の異動につきましては、竹内主任が鳳来寺山自然博物館に新たに配属されております。それから、育児休暇中でありました菅沼が人事課付となっております。

続きまして、主な事業については、1から13までありますが、2の市文化事業につきましては、新城薪能、それから新城歌舞伎など8つのイベントの開催を予定しております。その中で、⑤の豊かなる調べコンサートにつきましては、市制10周年を記念して市民合唱団によるコンサートを開催する予定であります。

3の市民文化講座開設事業は、9月から10月にかけて3回の開催を予定しております。

5の山村交流施設整備事業につきましては、今年度と来年度、2年の継続事業として施設の建設を行う予定となっております。

それから、19ページですが、設楽原歴史資料館等の施設につきましては、企画展の開催等、長篠城址史跡保存館につきましては歴史講座などを開催する予定であります。

12の自然誌発行事業につきましては、3年計画の最終年度ということで、今年度につきましては、「植物・きのこ編」の発行を予定しております。

最後、13のジオパーク構想推進事業につきましては、博物館が中心となり、東三河振興ビジョンの主要プロジェクトに位置付けられました「東三河ジオパーク構想」を推進していく予定であります。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

○スポーツ課長

スポーツ課から御報告いたします。

20ページをごらんください。

昨年に引き続きまして、私がスポーツ課長を命ぜられております。

DOS担当の参事といたしまして、新しく小林が参っております。副参事に鈴木、係長が昨年、原田から今年度新しく長谷川にかわっております。また、一番下段に書いてございます神谷賢が新しくスポーツ課のほうに入っております。総勢10名体制でスポーツ課事業を実施してまいります。

21ページをごらんください。

主な事業といたしまして、1番から9番、まず市民スポーツ推進事業ということで、この中で一番右側の欄に①と書いてございます平成26年、27年の2年間で策定と書いてございますけど、スポーツ振興計画策定を平成27年で実施いたします。

あと、2番目にDOS地域再生事業、3番目にスポーツ団体支援事業、4番目に中小体連関係事業、5番目に新城マラソン大会の開催事業、6番目にP&G財団関連事業、7番目に市内体育施設の維持管理、8番目に学校体育施設の管理事業ということで、夏休み期間中八名小学校のプールをお借りして市民プールの開設、また、小中学校体育館、グラウンド等のスポーツ解放ということで実施しております。9番目に総合体育館の整備事業ということで、今後の体育館のあり方について検討をしております。

一つ、こちらのほうに記入漏れがございました。10番目といたしまして、20ページの一番下段に書いてございますけど、豊川河川敷、現在スポーツ課で2カ所、八名井と豊島地区に国交省から河川敷をお借りしまして、一方はサッカー場、一方は野球場というような形で土地をお借りして、土地の開放をさせていただきます。こちらの占用事務がございます。

以上です。

○委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、今までの全体に関わって御質問等あったらお願いします。

どうぞ。

○委員

広報で見ましたら、生涯学習課の共育事業、522万5,000円とついてたものですから、共育事業でこれは新たに522万円つuitたのかと思ったのですが、これは全く変わらないということでよろしいんですね、以前と。ちょっとがっかりしました。新たな事業ができるかなと期待しました。

教育総務課の木の香る学校づくり事業、12ページのところにありますが、平成22年から平成30年となっていますが、もう少し進捗状況とか、平成30年までどういう予定になっているのかわかりますか。

○教育総務課長

ここは毎年250セットずつ、各小学校に入れていくという事業になっておりまして、今詳細を持っていないのですが、それが30年まで続くということで、大きな学校では一度に入れられないものですから、学年ごとに入れていくということを組み合わせて、1年間の購入セット数が毎年変わらないような形で導入している状況です。

○委員

小学校全校に。

○教育総務課長

そうです。最終年度の30年度になると全部の小学校が入れ替わるということです。

○教育部長

作手はもう既にされておりますから、新城、鳳来地区の小学校の机・椅子は全部木製化すると。これは、愛知県の森と緑づくり税を原資にした補助制度がありまして、それに乗ったものでありますので、もう既に県に30年度までの計画は出してありますので、その計画に基づいて順次請求してい

くというものでございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

これはスポーツ課ですが、8番の学校体育施設管理事業の八名小学校プール開放事業のことについてお尋ねしたいと思いますが、ちょうど八名小学校の校長先生を経験された新たな人がいらっしゃいますので、学校として開放事業はどうだったか、あるいはスポーツ課自体として全体的にはこういうふうと思うって、総括というんですか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○スポーツ課長

市民プールがそもそも根本にありまして、市民プールが使えないということで市民の方に夏休み期間中だけでもプールに親しんでいただこうという形で、代替施設というふうな格好で八名小学校のプールをお借りして、スポーツ課で人を配置して開放しておるわけですけど、実際使ってみるのはやはり八名小学校、あと庭野の子どもたちがほとんどだというのが実情です。

○委員長

それでいいですか。

○委員

私が答えていいかどうかちょっとわかりませんが、市民プールということで、小学校のプールを提供する形になっておりますけど、管理運営上の問題でいうと、スポーツ課のほうで夏休みの解放期間中はやっていただけということがあります。夏休みのプール当番で、教員とPTAの監視業務を市民プールとしての開放期間中はやっていただけということで、メリットと申しますか、学校は助かる面もあります。教員は指導に専念でき、保護者のプール当番はなくなりますので。

それで、使用上について小学生に支障があるかという問題が気になると思うんですが、そちらのほうも時間をきちっと配分して対応しています。庭野小学校から来てもらっても、特に大きな問題はなかったもので、学校から特に要望は出てないんじゃないかなと思うんですが、夏目課長さんも八名小を出られていますのでいかがでしょう。私はこんなふうにとめておりますけど。

○委員

ああ、そうですか。変な人が入ってくるとか、そういう心配はないんですかね。

○委員

私のときには特になかったですが。

○学校教育課長

特に今委員が言われたとおりであると思います。ただ、若干心配であったのが、雷のとき見ていただく方の判断が遅いときがあり、プールから子供を上げるのが遅くなったときがありました。教員も入っておりますので、その辺のところはできるだけ連携しながら対応できたらと思います。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい、結構です。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

スポーツ課の総合体育館整備事業というのはどういうものですか。

○スポーツ課長

体育館が壊されてしまったもの、それじゃ代替施設をどこに求めるかというのが大きな争点になってくるわけなんですけど、市として市民の総合体育館を建てるかどうかというのは、財政面的なものでいうと、観客アリーナとして観客が何千人なんていうのは、まず無理な話です。

市としても、まず第一番目に愛知県に総合公園のところに奥三河を広域としたいいわゆる防災拠点としての体育館建設を今要望しています。それができるかできないかというのは定かではなくて、それで市として今まであった体育館が実際にもうなくなっておることなので、その代替施設を各小中学校の体育館に求めても飽和というんですか、もうほとんど埋まった状態ですので、やはりもっと大きな学校の体育館程度のものは市としても必要だなんていうのは感じておりますし、この平成27年度ではまず体育協会が、つくるとしたらどんな規模のものが必要か、最低限こんなものが必要だよ、というような形でまず体育協会のほうから動きがあります。

それで、その中で市としてはやはりスポーツ課だけの判断では何もできませんので、いろんな部署の関係者にお集まりいただきまして、今後市としてどうあるべきかということをもっと検討していく事業になっております。

○教育部長

これにつきましては、仮に市が建てるといういっても、今の第1次総合計画の期間内ではとても建ちませんので、第2次の総合計画に何らかの形を上げていかなければならないであろうな。そのための事業費として計上していこうというような位置づけを持っております。

○委員

直接的に関係するかどうかかわからないですけど、以前、総合型スポーツクラブとか地域のスポーツクラブのあり方という話が事業展開の中であったはずなので、それとか部活動のあり方とか、それから生涯学習の一環のスポーツ事業として、ほんとにその体育館が有益に市民の中で回るものであれば、そういう建設計画というのはあると僕は思うんですが、少し既存のいわゆるソフトの面もちょっといじりながら考えたほうが、箱物が先にいくとまたイエスかノーかという話、お金が安いとか高いかの感じで全部振り回されるので、どちらかと言えばこういう仕組みになったのでこういう箱が必要ですかという話のほうがわかりやすいのかなというふうに思います。やっぱり、ぜひスポーツ、部活動に関しては、なぶらなければならないのがたくさんあるんで、そういった観点で進めていってほしいなど、整備するということであれば、というふうに感じます。

○スポーツ課長

この市民スポーツ推進事業の①の中のスポーツ振興計画の策定という部分で、やはり施設面も含めた形での検討もしてまいりますので、その中に10年を見据えた計画の中で体育館というのはどうあるべきかということをもっと文言としても入れていきたいと思っております。

○委員長

よろしいですか。どうぞ。

#### ○委員

私もスポーツ施設のことなんですけど、もちろん部活動とかがどうやって使っていくかということもあるんですけども、学校の体育施設、予約とかそういうものの申し込みの仕方がもうちょっと楽にできるといいかなということ、実はちょっと思いました。

実際に私が使った、予約をしたことがないものですから、使われる方たちがどんどん上がっていきますけど、よくわからないので、本当は私がもっと調べてから言うべきことなんですけれども、他市町村、近くのとこと比べると、ちょっとわかりにくかったですし、申し込みの受付時間とかそういうのが非常に限られていて、それがやりにくかったなあというふうな。例えば、長時間やっているようなセクションが一括して申し込みができるだったりとか、県の申し込みの新システムありますよね。ああいうのをちょっとお借りして、ネットでも申し込みができるようになるとか、その辺のことができるかと活用ができるかなというふうにして。

それともう一つ、私も子ども市民プールにすごく興味があります。せせらぎの事業もありましたよね。ああいう形で一定の管理をしながらフリーに使わせてもらえるというようなことが、ほかの施設でも例えばできないかなというふうに思っていて、それで実は豊川市でソフトテニスの指導をしている人がいまして、その人に聞いたんですが、もうガチガチの講座をやれとかじゃなくても、この時間だったらバンバン練習しに来てもいいよみたいな形を幾つか地域につくっておくというふうな形で、例えば地元の、大人も行って、大人は自分たちでやりたいからやったらだめかもしれないですけど、いい形で指導ができるようになっていくとか、そういうこともパターンとして考えていけるといいんじゃないってというようなことを言われたものですから、子ども市民プールのすき間みたいなものが学校施設の活用の中で組み込むことができれば、何かまたできることがあるんじゃないかなということを感じました。

それから、若者政策会議があったと思うんですけども、実は私それ見てなくて申しわけないんですが、議題として図書館の件と、それからフットサル場の件が上がったというふうに聞いてるんですね。どちらもここだなという気がして、ころっと忘れちゃったんですが、その辺のことに結構大きくやったださってたんですよね、それをこちらはどういうふうに受けていくというふうなつもりで準備をしていくのかどうか、伺いたいと思います。

#### ○スポーツ課長

まず、学校の申し込みの件なんですけれども、まず学校のあいた時間帯に使うということがまず第一前提になります。それで、誰でも使えるという部分ではない施設、いわゆる学校という限られた施設ですので、不特定多数が好き勝手使うというわけにはいかないものですから、まず各学校に開放運営委員会という組織を立上げていただきまして、利用希望団体は、そちらに登録していただきます。チーム名と何人のメンバー、代表責任者及び利用者がわかる。それで、その中で開放運営委員会を開いていただいて、使う日程を決め、決まった時間帯は使えるというふうな格好で今やっております。

それと、フットサルの件ですけど、桜淵公園の一带の整備計画というのが、今平成26年度で検討しまして、一応フットサルのコート要望する声が上がってきております。スポーツ課はあそこにプールとテニスコートとゲストハウスがあるわけですけど、プールを欲しいかという意見の中で、そんなプールは要らないと。子どもが水遊びができるような噴水があって、大人が、おじいちゃんでもいい

ですし、連れてってそこで水浴びができるような施設が欲しいねという意見が多くて。それと、あとフットサルが欲しいと。それじゃどこにつくるんだといったときに、やっぱりフットサルって夜中に結構人が集まってわあわあやるものですから、つくるとしたら、やはり今のテニスコートのあるところ、ゲストハウスを含めた一連の敷地内に、テニスコート、フットサル、一部両方で使えるような格好にして、フットサルを今後公園内につくっていきましょというような意見が計画として平成27年度にはでき上がってくるかと思います。

○委員長

いいですか、それで。

○委員

あと図書館の件は。

○生涯学習課参事

図書館につきましては、若者政策からそういう意見が出たんですけども、その若者が学生時代に例えば夏休みとかに、特に空きスペースがいっぱいで、ちょっと学習スペースが足りないと聞いたんですけども、現在までに1階の読書コーナーとか、2階のラウンジにおいて、学習する机、椅子を増やしております。要は、2階の郷土資料室が余り利用されてないということで、2階をコミュニケーションなどができる交流スペースや学習スペースにしたらどうかという意見でありました。実際に改造をして増設して、利用者は来るのかという実証もまだされてませんですし、若者が言いつ放しの発言だったんですけども、これから2階のスペースも含めてどの場所かというのを含めて検討していきたいなというふうに思ったんですが、まだ具体的には決まっていません。

○委員

話としては、学習室みたいなものが欲しいということなんですね、夏休みに。だから、図書館である必要はほんとはあんまりなくて、本とかが必要なわけじゃなくってクールシェア、ウォームシェアができるようなスペースがあれば、皆さんは希望を満たされたということになるわけですよ。そうですね。

例えば、地域の公民館をそういうふうにして開放するとか、学校開放して学校の図書館で勉強してねみたいになってるみたいなことでもほんとはいいですね。で、高校生は学校っていうと必ずしも行かないかもしれないので、彼らが使い勝手というか、アクセシビリティが余り低くないところで考えてあげられれば、彼らの希望としてはいいんですよ、多分。そんなに図書で調べものをしていきたいっていうのでスペースが足りないとかっていうことじゃ恐らくないでしょう。

○委員

学習スペース。

○委員

そうですね。ありがとうございました。

○委員長

じゃあ、何時間もしておりますので、ここでちょっと休憩をして、その後(2)(3)等について話を進めますが、余り遅くならないようにしたいものですから、少し効率的に進めていきたいと思いません。

差し当たって、今から5分ぐらいトイレ休憩とします。お願いします。

午後3時42分 休憩

午後3時47分 再開

○委員長

先ほどの各課のスケジュールや主な事業等いろいろ大変だと思いますけれども、それぞれ皆さんの力でよろしくお願ひしたいなと思います。

では、(2)の教育憲章に対するパブコメの対応ということで、教育総務課、お願ひします。

○教育総務課長

申しわけありません。委員さんのお手元に先に資料をお配りしてあるんですけども、今日ちょっとコードですとか、それから区分が入ったものをお配りしましたので、そちらのほうを見ていただければと思います。

これの進め方は、委員長さん。

○委員長

はい。私のほうでやりますけど、ちょっとこの表の説明だけはしていただけますか。

○教育総務課長

1枚目に少し色がついた網掛けの部分がありますが、これが一般市民の方々からいただいた意見になります。4名の方から出ております。それで、1人の方が幾つか出しているということで、左のコードのほうで「人」という欄があるんですが、そこに番号が振ってありまして、同じ番号は同じ人という意味合いになっております。

それから、真ん中から下のほうに「新城小学校」という行が入っておりまして、そこからずっと意見が続いておりますが、ここは新城小学校の意見がずっと続いているということです。2ページ目にいきますと「千郷小学校」というのがありまして、そこから下は千郷小学校というように、学校ごとに以下分かれております。

現状は、それぞれ出てきた意見がそのまま載っているという状況であります。

それぞれの項目、御意見について市として、教育委員会としてどういうふうに対応していくかということをお願ひしたいと思ひます。

○委員長

わかりました。ありがとうございます。

じゃあ、大変多くの意見が出ていますので、これを全部やっていくとかなりの時間かかりますから、まず一旦時間を決めて、そこまで審議をして、そこで打ち切って、(3)以下最後までやって、また時間が余りますようでしたらその続きをやると、そういう方法をとりたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

では、差し当たっての目安としましては、まず4時半まで、時間少ないですけどまず4時半までということでお願ひします。

それでは、順番にやっていきますかね。

何か意見がありますか。

○委員

先ほどおっしゃったようにコメントが市民と学校に分かれていると思いますけれども、改めて今回のパブリックコメントはどのような手法、あるいは経過をとってやられたか確認させていただきたいと思います。お願いします。

その中の一つですが、市民の方にはどのような方法で、学校にはどのような方法で、それであると匿名ですか、実名ですかということと、学校へはどのように配布し回収しましたかということ。それから、出された意見の要約に、意見の要約と書いてございますが、お一人でやられたのか、それとも複数の方である基準を決めておやりになったのか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長

一般市民の方におきましては、この2月、1カ月間がパブリックコメントの期間ということで周知させていただきました。広報ほのかと、市のホームページ、それから総合支所、本庁舎、教育委員会の窓口で閲覧をするというような形で広報させていただいて、その結果出てきた意見ということになります。市民向けにはそういった形をお願いしたものです。

それから、学校につきましては校長会を通じまして、憲章案を見ていただいて意見を出していただくということでやっております。

それから、出された意見の要約という形で今ここに書かさせていただいていますが、市で行っているいろいろなパブリックコメントについては原文そのままというものが少なくて要約で出しているような例が多かったものですから、まずこういう形にしたのですが、今回のこの文書につきましては、要約は一切まだ入れておりません。市民の方の意見、学校の意見、そのまま載せた状態になっておりますので、実際これを公開するに当たって不都合があれば要約をかけていくというような形で考えております。

○委員

そうすると、対象者はもちろん全市民としようってそういう言葉で書かれていた。

○教育総務課長

はい。そのままの言葉です。

○委員

ああ、そうですか。はい。

○委員長

出された意見の要約じゃなくて出された意見と、そういうことですね。

○教育総務課長

はい、そうです。

○委員長

はい。

○委員

なぜ、そのようなことを申したかといいますと、ちょっと意味が不明で原文はどうなっているんだろうって思うところがあったものですから、そのようなことを申しましたが、じゃあ実際にもそういう、何をおっしゃっているのかわからないというようなこともあったわけですね。はい、わかりました。

○委員長

差し当たって、まず1番から14番まで。No.1からNo.14まで、これが一般の方からの御意見と、そういうことですね。はい、じゃあまずそのあたりで御意見がありましたらお願いします。行ったり来たりしてもいいかなと思うので。どなたからでも。

○教育長

今のこれ、全文じゃないな。要約してあるね。

○教育総務課長

いえ、してないです。

○教育長

これ、最初いただいたのを見ると、大分短くなるとるんだけども。

○教育総務課長

一番上の方は、手書きで、筆ペンのようなもので書かれてたので、量的には多いんですが文書はこのままになっています。

○教育長

2番の人とかは。大分、要約されとる感じがするけど。

○教育総務課長

2番の方は、6つの意見に分けてありますが、1から6まで。

○委員長

ここの2番ね。この方が、2、2、2、2、2、2って書いてあるここからここまで、これが。

○委員

そうですね。

○委員長

下の段。

○委員

例えば、その2番、②のここからここが、ここに当たるのだけれども。

○委員長

うん、以上①、②によりっていうところがね。

○委員

国民性の高さ云々……。

○委員長

②はちょっと要約されているね、ここ。

○委員

半分ぐらいに。

○委員長

若干、要約してあるね。

○教育長

100%じゃないね。

○教育総務課長

済みません。原文でお渡ししようと思っていたんですが、編集する際に要約文のほうをコピーして

しまったようです。

○委員長

文意は変わってないけど、若干は要約されていると、そういうことですね。

○委員

はい、結構です。

○委員長

何か意見が。どうぞ。

○委員

1の3ですね。全ての漢字に振り仮名が振ってあるのはどうかということで、読みにくいとありますが、これは誰もが読めるために、特に子どものためにということで振り仮名を振ったと思いますので、これはとばしていいんじゃないかっていう、子どものためにということで振り仮名を振るほうがいいということでいかがでしょうか。

それから、4の「つくり漢字」はどうかと思うということですが、初めはいろんな言葉は造語だと思うんですけども、それが造語がだんだん一般に広まって、辞典にとって普通の言葉になっていくというふうなことを希望して、あるいはそういう例もたくさんございますので、造語、つくり漢字でもいいんじゃないかというふうに思います。

それで、その次の三宝という言葉は宗教用語であるので使用云々とありますが、これは新城の三宝であるというふうに考えて、宗教用語とは認識していないというふうな返事でいかがでしょうか。

まず、そんなことでお願いします。

○委員

私は12月から加わらせていただいたときに、やっぱり1の人と同じように全ての漢字に仮名を振ってあるのがちょっと読みづらいというのに同感でした。ただ、どこに掲示をするかで決まるかなと思ったものですから、まあその対応の中では全文打ったほうが1年生の子でも読めるので、と理解しました。恐らくこの意見を書かれた方も、1年生が読むとは想定してないと思います。掲示をどうするかってところで決まりますので、確かにそういう意見も委員の中でもありましたが、というように解答されるといいかなと思います。

以前、市民憲章はよく会合で唱和していましたが、教育憲章をそういうふうにするのかどうかは、また検討する必要があるんじゃないかなと思います。

○教育長

今は、子ども会とかPTAの会合では唱和されているね。あるいは各学校においては、唱和されている学校も幾つかあるという感じですね、現状は。

それから、一ついいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○教育長

ふるさとの宝という言葉がよく使われるし、ふるさと教育の中でもふるさとのよさを見出すということ、非常に大切なことなんですけれども、先ほどもありましたように、新城の三つの宝ということでやっぱり教育の一つの素材として、大事な素材ということで三宝という形であらわしているわけな

んですけども、三宝という言葉、この言葉を使うときに、過去どのように使われているかということと考えますと、いろんな古典等でも三種の宝ということで、いろんな使われ方がございます。例えば、土地、人民、政、これを三宝として使ったり、あるいは農、工、商、あるいは耳、目、口、こういったものを三宝というふうな使い方がしてありますし、仏教では仏、法、僧、これを三宝というふうに使っておりますので、単に仏教用語というだけではないということもやはり一つ認識としておきたいなというふうに思います。

○委員長

どうぞ。

○委員

ランダムでいいんですね。

○委員長

ランダムでいい。

○委員

1の方の枝番の1と5はいいなと思います。対象者は全市民、憲章はすべての会合で唱和しようという。

2の人の枝番の4と5ですかね、教育憲章策定の目的が「中立性の確保」だったようだが、それを文言に入れる場合であっても、別の表現を重ねたうえで中立性にたどり着くような表現でなければ余りにも直接的すぎる。それはおっしゃるとおりだなと、ここはそう思います。

それから、これは前の会議でもちょっと触れたところだと思うんですけども、共育の出方というか、前文と条文で出てくる回数というか、共育の文言が出てくるところを、少し気にされているのも多少一理あるのかなというふうに思います。

3番の方は、ちょっとよく僕は意見が分からない。

4の人の意見に関しては、子どもの今、子どもの人権の中立性ということであるんですけども、教育憲章というのは別に子どもだけの話ではないので、またこれは子どもに対して何が子どもの人権の中立性を確保するような文言の中で入れ込むことであって、教育憲章の中に、ここまで下ったものを入れなくてもよいかと思います。

とりあえず。

○委員長

はい。

○委員

3の方の「男女共同参画、異文化共生」っていうところなど左翼思想の言葉って書いてございますが、異文化共生、考えてみたらこれ「多文化」でもいいのかなと思いました。異文化共生っていう、こちらの条文の1にあります、敬老、多文化共生、ちょっとあれですかね、この異文化もあれです。

○委員長

多文化の「た」はどういう字ですか。

○委員

多いです。

○委員長

多いという字ね、はい。そういうふうに変えてもいいんじゃないかと、そういう御意見ですね。

○委員

はい。何か、異ってという言葉を考えてみると差別の言葉かなとかいう感じの言葉という感じで思っ  
てもみたんですけど。

○委員長

男女共同参画はどうでしょう。

○委員

私は、これは男女平等という時代に育ちましたので、共同参画の時代ではないですので、男女平等  
のほうがしっくりはきますが。

○教育長

ここは、左翼思想の言葉と言い切っているのはいかがなものかと思うんですけど。

○委員

そうですね。

○委員長

この人の考えですよ、これはね。

○委員

そうですね、はい。

○委員

それから、その3の方ですが、感謝という言葉が出てくるんですけども、新城という土地への  
感謝、家族への感謝という気持ちを育て上げる云々ということがございますが、考えてみるとありが  
とうってところはあるかなって気もいたしました。感謝って気持ち、ありがとうって  
いんですかね、感謝という条文というか、条項が入っているかなというふうに思うと、ないかなって  
いう気もするんですけど。

○委員長

教育憲章の中にね。

○委員

はい、はい。

○委員

3じゃないですかねって思うんですけど。3、徳とか教養とかっていうのありましたよね。そう  
いう部分に入ってくるのかなというふうな。徳っていうと、物すごい大きなものを包括しちゃうん  
ですよ。なので、これが入ってない、あれが入ってないということがたくさん実はずっと読んでい  
くと、言われているんですけども、私たちの議論の中では実はそれも話されているんです。この部分  
って言うのは、言われていることはここに入っていますよと、実はお答えできる部分がたくさんある  
なと思いました。

先ほど、ちょっと前段で話をしましたけども、これ制定されたときにはこれについて市民の皆さん  
にお伝えできるような会とかを持つと、講演会とかワークショップなりなんなりということ  
ができるといいかなというふうに思うので、ちょっと後でもいいことなんですけれども、きちんと伝  
えることがやっぱり一度必要かな。やっぱり、5条とか6条にしましょうねっていう中で、ここはこ

ここに含めましょうっていうことにしたのがたくさんあるので、そこはやっぱり一度丁寧に説明ができたらいかなということ、私はちょっと感じました。

先ほど、委員が言われた異文化共生に対して多文化っていうの、何か私もそのほうが良いような気がしますね。多様性、私、多様性っていう言葉割と大事かなっていうふうに思うんですけども、異なるものがあるのではなくてさまざまなものがあるっていう考え方からすると、やっぱりここ多文化共生、全然ここで言っていることと趣旨は違いますが、そういうふうな形にするのはいい御意見だなと思いました。

それから、男女共同参画ということなのか、男女平等っていうことなのかっていう意味は、一遍ちょっと考えてもいいのかもしれないですね。ここで言いたいことが何なのかっていうのを、文脈的にきちんと整理することができれば、一つ決まるのかなと思いました。

それから、4番の方ですよ、これをどう扱うかっていうことは、やっぱりすごく考えたいなということ、思いました。割と最近あった、ちょっとしたトラブルの件なんかでも、そこをどういうふうにするのかっていうのは大きな問題でしたよね。非常に大きな問題で、私たちがそういう情報提供をしているつもりなんだけれども、受け手の方がどういうふうにしてそれを捉えるのかとか、そういうところで中立性というふうな意味合いとか、教育委員会という制度にどうあってほしいかっていうことに関しては、非常に大きな要望だなということ、私は感じました。

ただ、新城のこの教育憲章っていうものの性質と、ここに突っ込んでいくっていうことが、何か整合するのかなのか、それよりももう少し違う枠組みとか、もう少し細かいルールとしてこれが位置づけられるべきなのかっていうふうなことをちゃんと考えたほうがよくなって、それで機会があるならば、これはちょっと教育憲章っていうものすごくざっくりしたものの中に謳えることではないのかと。でも、これがこういうふうなもっと大きな枠組みの中に含まれてはいますが、具体的なこととしては、程度としてはこういうことをきちんとこれからやっていきますよっていう説明はやっぱりされるといいのかなと思いました。

何だかわかりづらい言い方であれでしたけど。

○委員長

ちょっと、2番目の人についての御意見はないんですか。

○教育長

その前に、先ほどの委員の感謝についてですけども、共育12の具体的な実践の行動目標の中で感謝のことは幾つか触れていると思うんですよ、いろんなところで。ですから、その大前提になる部分は徳というような言葉で条項の中におさまっているんで、よりその共育12の中で感謝の言葉なり、行動を示していこうというようなことが触れられているので、それで条件は整っているんじゃないかなと思います。

○委員

そうしましたら、やはり先ほど委員が言われたように、条文についての説明文、詳しい説明文がやっぱり要ると思うんですね。それで、それを先ほど9月の5日にしようということなんですよ。

○委員

説明するような制定記念講演会みたいな。

○委員

はい。

○教育長

それから、4番の方の子どもの人権については、まさに条文の1番の子どもの人権という言葉の中に全部集約されているわけですし、子どもの権利条約等の中で謳われているようなことも、具体的にはほとんど触れられてないんだけど、そこらも4番の方も言われることだと思うので、そういうことについてより具体的な言葉が必要だということ難しいですけども、条文の1番とか、あるいは共育12の中で具体的な行動として触れているのではないかというふうに考えられるんですけども。

○委員

包括するには、1番で。子どもの人権の言葉のほうにさらに、もうちょっとその下の下層部に、もっと細かなのが、この人は必要だっていう話だと思うんですけどね。

○委員

この方は、多分物すごく具体的な実体験があると思うんですよ。それに対するものが欲しいと。それは、この憲章の中に人権っていつているんだったら、それをどういうふうの実現していくんだっていうところをむしろ言っている人だと思うので、そういう、これは憲章のものではないところで、憲章に従ってこういうふうな制度というか、枠組み、受け皿をつくっていきますというのが必要ですよ。でも、割と頑張ってこの間つくりましたよね、事例というか。

○委員

子どもの権利の中立性ってなかなか言葉が難しいんですけど。例えば、障がいとか、マイノリティーだけの話ではないんですよ。子どもの権利の中立性という話はね。なので、そのマイノリティーだけの話の中でいけば、例えばそれはいじめの話だったり、そちらの方向の展開が考えられますけども、子どもの権利の中立性って話をここで説いてしまうと、ものすごくワイドに、広角にもの考えなきゃならんというのはあるかなと思います。

だから、その条文1の子どもの人権で包括されているという判断でいいのかなとは、私は思うんですけども。

○委員

子どもの人権に関することなんですけど、先生の御意見だったと思うんですけども、子どもの人権では人権は守れないと。人権保護とすべきだっていう意見があったんですね。で、ほかの男女共同参画とか、敬老とか異文化共生などはもうその言葉自体が保護されているけれども、子どもの人権だけでは保護したことにはならないという御意見がありまして、なるほどというふうに思ったんですけど。

○委員

並列にならないということですね。

○委員

なるほど、そうですね。

○委員長

そうですね、何ページだかわかります。

○委員

9ページの、28番の中学校の。これ一緒だよ、今日違うのが出ている。

○委員

ありました。

○委員

あった。

○委員

前いただいたやつの中学校、18番の3。

○委員

3。

○委員

そうです。

○委員長

ちょっと何ページですか。

○委員

9ページです。

○委員

8ページの18番、枝番3、No.249。

○委員

並列されている「子どもの人権」についてですね。

○委員長

249番ね。

○委員

「子どもの人権・男女共同参画・敬老・異文化共生など、」と4項目が並列されています。この「子どもの人権」については、「子どもの人権保護」としないと他の項目と並列にならないように思えますというところです。

○教育長

やっぱりそうですね、言われるとおりでと思いますので。

○委員

そこは何か。

○教育長

ただ、その後の中学校の意見で、言葉はできるだけ平易にということもあって、その子どもが読むとしたらわかりにくいんじゃないかというふうにあるんだけど、このあたりを総合的にどう考えるかっていうことはまた最後のところで必要になるのかなというふうに思います。

○委員長

では、ちょっと2番目の人のことの意味について、ちょっとないですか。

どうぞ。

○委員

2番目の方の話で、まず枝番1に関しては、さっき委員が言われたとおりかなという気がいたします。で、①のほうはどういうふうにしたかっていうことなのか、ちょっと何かよくわからないんです

よね。

○委員

ちょっとわからない。

○委員

でも、②のほうはそうかな。で、共育ほどの程度啓蒙というふうにして書いてありますけれども、検証するってどう検証しましょうかねっていうのが非常に疑問ではあるんですけども、いやこれは今後ますます浸透させていくという目標を私たちは持っていますというのが回答かなというような気がしました。

その次なんですけれども、「これを新城教育と称する」っていう説明が正直そんなに必要だと思わないというか。

○委員

これはむしろ逆じゃない。新城教育は、って謳っているんだから、これ。

○委員

そうです。

○委員

と思うんだけど。

○委員

最後にこう並べて、これをもって新城教育と称するっていうふうにしていったほうが格好いいんじゃないかって思ったということなんじゃないかなと思ったんですが、どっちかといったらジャズが好きか、ロックが好きかみたいな話なので、これが一応そういう話かなという気がしました。

○委員

そういうことか。

○委員

私、思ったところは、あと共育という規範が憲章にそのまま含まれるのはどうかですけども、共育って規範でしたっけ。というか理念ですよ。なので、やっぱりこれは理念としてきちんと謳いたいことと自信持って言ったらいいんじゃないかなということのを思いました。

それで、一番最後の6があれですよ、みんなで頑張りましょうっていう流れを、これから私たちは道筋としてつくっていかなくやいかんというのがお答えの仕方かなという気がします。

2番の人については、大体その感じですよ。

○委員長

大体そんなところですかね。

○教育長

先ほどの検証としては、新城共育の日の参加人数とか、あるいはその実施内容の変化とか、そういったものが一つの検証材料にはなるとは思いますけどね。

○委員

あえて検証が必要なのかと思って。

○教育長

まだこれからのことなんですよ。

○委員

そうなんです、とってしましますけど。

○委員

共育という理念で、新城は学校教育を中心に取り組みを始めており、学校関係のところではもう十分浸透している。一般市民についてはどれだけ浸透しているか検証するところまではやっていないけれども、さらに市民に浸透させるためにこの教育憲章を制定するというような説明でいいのではないかと思いますけどね。

○委員長

じゃあ、ちょっと確認していきますと、1番の対象者はもちろん全市民としようということで、これはそのとおりということですよ。

それから、6項目ではなく10項目としようとして書いてあるけれども、これはいろいろ検討した結果、6項目にしましたということですよ。

○委員

そうだね、たくさんあったからね、昔は。

○委員長

はい。それから、振り仮名については、委員の中にもそのような意見もあったけれども、基本的には子どもにも読めるように、誰にも読めるように振り仮名を振ったと、そういうことですね。

それから、つくり漢字ということなんだけれども、この共育とか、愛察とか、これはもう既に新城共育12のカードもつくったりして、かなり市民の間に浸透しているし、こういうような言葉は、最初はわかりにくいかもしれないけれども、だんだん使われてるうちに一般化されていくんじゃないかと、そういうことですね。

それから、憲章はすべての会合で唱和しよう、これはどうしましょう。できれば、唱和してくださいという程度かね。

○委員

そうですね、どうなのでしょう。

○委員

すべてってどこまでをいうんですかね。

○教育長

だから、教育関係等では、ということもあるだろうけど、一方に市民憲章があるわけだもんね。

○委員

そうなんですよ。

○委員

会合によりますね。

○委員長

そうだね。その場に応じて、唱和できるところは、ときには唱和していきたいと思いますというぐらいですよ。

○委員

でも、唱和して下さったらありがとうございますっていう。

○委員長

そうですね。ありがたいです。

○委員

そうですね。唱和していただけるとありがたいという。市民こぞって取り組むというスタンスになるからね。

○委員

そうですね。感謝ですね。

○委員

感謝しますよね。

○委員長

6番の①のところの中立性のところなんですけれども。

○委員

これはでもそうだけど、宣言なんで市民の中には政治家もいますのでね。

○委員長

でも、おっしゃるとおりで、じゃあそれを憲章の中にどう表現するのかっていったら、こういう市民の憲章に支えられて関係者はどういうふうにして動くのかっていうその規範になるわけなんで、別にそこはね。

○委員

しかしあれですよ、これ、共育の中立性などを守る立場にないというけど、そんなことないと思う。やっぱり市民でも、共育の中立性というのは大事なことだと思うので、できるだけそういう方向にいくように見守る必要はあるんじゃないのかなと思うんですけどね。

○教育長

そうだね。そもそも、これを市長と教育委員会だけでなくって議会も市民もというのは、やっぱり一部の者だけでなく、市民全員で守らないとなかなかその中立性は担保されないと考えるからですね。

○委員

言われるとおり、直接的にはなかなか関わりづらいついていうことはあると思うので、ここぞというときには支えてくださいっていうそういうことだし、そのこと自体を忘れてしまうと行き先っていうのが見失われちゃうっていうそういうものなので。

○教育長

これ、確認じゃないですかね。

○委員

確認。

○委員

だから、担保されると。で、議会制民主主義では直接はないので、それらの決まったことを市民が実践していけば、おのずとその中立性が担保されますよっていう。

○委員

実践の場をつくっていかうというそういう意味ですかね。

○委員

だから、確認、わかってるというふうに捉える。

○委員

なるほど。

○委員長

特に後半部分がそうですね。

○教育長

まさにそのとおりという形ですね。

○委員

そうです。

○教育長

だから、第2文のところで、そのとおりですって。

○委員

はい。

○教育長

そういうことなのでしょうね。

○委員

そうですね。

○委員

それを書き直してほしいと言われると、わかんない。

○委員長

そういうわけじゃない。

○委員

そういう感じじゃないですね。

○委員

それがわかんないんですよ。

○委員長

そういうわけじゃないですね、これはね。

○委員

感じじゃないかな。

○委員長

だけど、②の三宝という言葉は三種の宝という意味であって、宗教用語というふうには捉えてないと。新城市の三つの大事なものであると、そういうことでいいですね。

以上①、②により前文を全面的に書き直してほしいって書いてあるけども、必要はないですね。

以上により、御理解くださいということだね。

○委員

はい。

○委員長

以上により御理解くださいと。

○委員

共育の趣旨を十分理解していただいて、一緒に参加していただけるようにということですね。

○委員長

それから、7番のところは、共育というのはいろいろな場面で啓蒙されておるし、かなり浸透してきていると。特に、共育の日の参加人数などをここで謳っていけば、相当浸透されているということは言えるんだけど、今後さらにそういうふうにしていきたいと、そういうことですよ。

それから、8番については「新城教育」は固有名詞として扱われているかということだけれども、まあこれを新城の教育はという意味合いで使っていると、そういうことでいいですよ。

それから、次の9、教育憲章策定の目的が「中立性の確保」だったようだがということで、別の表現を重ねたうえで中立性にたどり着くような表現でなければ余りにも直接的すぎると書いてあるけど、しかしこの教育の中立性、継続性、安定性というのは、日本全体で言っているわけで、それを受けて新城教育でも、新城市の教育でもこれを使っているという、そこら辺の説明を加えていけばわかっていたのかなということなんですけども。

○委員

別の意見に、安定性はどうかというのも出ていましたね。

○委員長

多分ね、その教育の中立性、継続性、安定性というこの言葉だけ見るとね、確かに難しい。

○委員

そうですね。

○委員長

中立性だけでいいんじゃないかというふうになっちゃうわね。だから、継続性とか、安定性というのはどこから来ているのかというあたりをきちんと説明していけば理解していただけるんじゃないのかなと思います。

○教育長

国を初め、全部ワンセットの言葉として使われている。

○委員長

そう。

○教育長

用語ですからね。

○委員

それが、関係者的な感覚だって言っているっていう気持ちもちよっとわかるわね。

○委員長

そうだね。それはわかります。わかりますけど。

○委員

ここで堂々と述べるかっていう話ですね。

○委員長

そうそう。

○委員

ここは、唐突だったりどうのこうのっていう議論は、結構重ねてきましたよね、ここね。

○委員長

それから、前文と条文で共育が重複している。

○委員

してますね。第5と。

○委員長

うん、5とね。5と6とね。一番それが前文の中に共育というのがあるのでね。だから、共育が新城の教育の中で最も大事にしている一つであるので、何回も出ておりますがというそういうことを説明していくんだね。

○委員

1番、2番、10番は、①②は結構何となくここはわかるんです。いわゆる前文の共育でおさめて、いわゆる条文には共育ではない言葉で連ねていくと5番と6番は一緒にしたらどうですかって、何のために入れたのっていうことになる。

○委員長

そうだね。そういう意見もありましたが。

○委員

そうですね。

○委員長

ちょっとあれだね。ちょっとそれ置いといて。

③はさっき言っていたように、共育は規範というよりは理念であると、そういうことですよ。そういうふうに考えていますよと。

○委員

はい。

○委員長

それから、11番のところですけども。

○委員

今のところ、よろしいでしょうか。

○委員長

はい。どうぞ。

○委員

新城教育についても、これは理念ですよ。

○委員長

まあ、そうですね。規範ですからね。

○委員

そうですね。そうすると、共育12も理念ということではよろしいんですか。

○教育長

実践項目。

○委員

そうですね。

○委員長

理念というよりもね。

○委員

理念ではないですよ、共育はね。

○委員長

はい。

○委員

共育12になると実践項目。

○委員

そうですね。

○委員

12の実践項目という。

○委員

そうですね。共育は理念ですね。

○委員

はい。

○委員

はい、わかりました。新城教育のこの6条までについても理念ですね。新城教育は以下云々から、6番まで、マナーを身につけますまでも理念ですね。

○委員長

まあ理念ですよ。

○委員

そうですね。共育という言葉も理念。それで新城共育12については、実践項目ということですね。

○委員長

そうですね、はい。

○委員

ここで使っている新城教育という言葉は、どちらかというレトリックですからね。なんで、それをレトリックですっていうと何か聞こえが悪いですね。こういうふうに位置づけましたっていうことなんで。

○委員

まあ、それしかない。

○委員長

次、行きますよ。

11番、このところはまあそのとおりですよ、はい。まず、上の3行はいいですよ。市民に親しめる憲章にしてほしいということで。

この次、教育委員会对市長という問題なら別の方法をとるべき。やはり、首長に大きな権限が与えられたことを市民全体で見守ってもらいたいというね、そういう気持ちもあってこの憲章の中に組み

入れたと、そういうあたりを理解していただくということかな。後のところは、崇高な理念を謳いあげた憲章にしてほしいとか、前向きに唱和できる憲章だとか、あるいはそういう点ではそうしたいと思いますということですよ。

○委員

多分、この方はよくその辺のこと、わかって書いてらっしゃるような気がして、これを教育委員会が市長に対して旧態依然とした教育委員会のあり方みたいなものを犯すんじゃないみたいな感じの刃に使ってほしいわけではなくて、書いてあることは多分崇高な理念だということを思ってくださいあって、もっと広い意味を持ったものとして扱って行ってよね、そういう認識を広げて行ってよねって感じが、そういう意味でおっしゃっているような気がしますね、どうですかね。

○委員長

悪く捉えているというわけじゃなくて、一番最後にあるように中身を充実させるために一生懸命やっとなってくださるのはわかるので、さきに急がず頑張ってくださいと、そういうことが書いてあるものですから。

それじゃ、12については、ここのところさっきちょっと意見が出たんですけど、男女共同参画を男女平等、それから異文化を多文化という御意見が出たんですけど、このことについてちょっとどうですか。

○教育長

多文化共生はいいと思うんですよ。そういった扱い方というのは一般化されていると思いますので。

○委員長

異文化を多文化という。じゃ、これ検討ですね。

○教育長

はい。

○委員長

その男女共同参画を男女平等というのはどうでしょう。

○委員

男女共同参画って言葉になってきた経緯というのを恐らく平等って何なんだっていうところが、やっぱり投げかけられて、お互いにいい形で補い合って、役割を果たしていくことっていうか、それぞれの男だからだめだ、女だからだめだ、男だからやれ、女だからやれというふうなことではなくて、基本的なところの権利が変わらないんだけど、それはどうやって協力して社会を形成していくのかっていう考え方が必要だよっていう流れになったときに、多分男女共同参画というような言葉が選ばれるようになったという気がするんですよ。違いますかね。

○教育長

行政や会社でもそうですけれども、いわゆる管理職の女性の割合をどんどん増やしていこうと、あるいは西欧においては、議員さんまでもフィフティーフィフティーの割合に持ってこうというような動きが、普通になっているわけなんだけれども、平等だけじゃできないことなんだよね、それは。現実に女性の意見を反映させるためには、やっぱりそういった具体的なパーセンテージというものが必要になってくると思うんですよ。そういった意味合いでの共同参画といった動きというのは、これ

からのやっぱり大きな動きになってくると思うので、あえて平等よりも一歩進んだ共同参画という言葉のほうが、現実にあったインパクトのある言葉ではないかなというふうに思うんですけどね。

○委員

私は言葉としては男女平等というほうが好きなんですけど、なぜかって申しますと、今おっしゃられたように男女共同参画というと、外での仕事のイメージがすごくあるんですね。外の仕事において、男女平等っていうのか男女同じようにお仕事しましょうねっていうことだと思うんですけども、女の人にとっては、外での仕事っていうものに対して、私はそんなに上に上がらなくてもこの辺でいいわってやっぱり家庭のこともしたいって思われる方もあると思うんです。

だから、この言葉を聞くと何か無理やりに女性も働かせざるを得ない、させられているというような感覚をちょっと受けるんですね。例えば、男女平等なんていう言葉、昔よく使われましたけど、例えば家の中を見回したときにでも、夫と私と家の中ではどっちが強いかっていうと私のほうが強いんですよ。でも、それで男女平等っていう言葉でありがたいなって思っているんですけど、まあ家の中ではそういう状態であると。

だから、何て言うんですかね、何らかの、私の年代にとってはしっかりこないだけであって、今の世の中の流れとしては、多分共同参画なのかなということは思いますが。

○教育長

外に向けては、先ほどのような意見ですけど、家に向けてもそうだと思うんですよ。家事にしても、育児にしても、やっぱり共同参画していこうというスタンスが必要なことなんではないかなと思いますね。

○委員長

左翼思想ってここに書いてあるけど、これはこの人の極端な考え方のような気がする。今の民主主義の世の中で、基本的に男女共同参画だとか、異文化あるいは多文化共生という言葉、使われているわけですので。

○委員

共同参画でよろしいと思いますが。

○委員長

それじゃ、共同参画のほうはそれでいいと、そういうことですね。

○委員

はい、私はそう思います。

○委員

言葉の並列性として、きれいかどうかは、実は一遍見てもいいかもしれないなという。あり方、人権みたいなものを大事にしていきましょうっていうふうなことなのと、それからあり方みたいな少し各論に入っていった表現と、言われてみればちょっとでこぼこしている感じはあります。

○教育長

レベルの差はありますね。

○委員

ありますよね。そこをやっているときには、じゃあ別の表現あるかなって思ったときになかなか見つからなかった気がして、これかなって思ったんですが。もし、いいねこれっていうのがあればね。

○委員長

1条のところについてはちょっと今の御意見も踏まえて、もう一遍検討の必要があると、そういうことですよ。

○委員

そうですね。

○委員長

ちょっと次行きますよ。

13、まず趣意説明書について、どうのこうので歪曲化とあるが、一方的に示していることは偏向していると思うってどうでしょう。これは、歴史的事実から考えてそう問題ないと思うんですけども。

○委員

例を示すほうが問題が出ますね。

○委員

枚挙にいとまがないですよ、ただね。

○委員

趣意説明書を直さないといけない。

○委員

例えばこれについて、例を挙げるといのはやっぱりあれなんですかね、例えば言うと、静岡県の知事が学力テストの結果を公表したことなんか越権ですよ。そういうこと。

○委員長

あんまりそこまでやっちゃうとちょっと、これからもやっぱり軍部が日本の軍事教育を非常に押し進めてきて戦争に突入していったとかね、そういうことのほうがいいかなど。

○委員

昔のことのほうが。

○委員

それもそうですし、イスラム国だったりとか、ああいうのは実際そうですし。

○委員

そうですね。

○委員

これ、こうしたらどう。その軍部の話をすると、じゃあこれは違うっていう人だって。

○委員長

多分そうだね。ちょっとそこら辺のこと、言いそうですね、この人。

○委員

余り、それを具体的に言わないほうがいい。

○委員

そうですね。

○委員

それは多分個人差、歴史の捉え方の個人差があるんで。

○委員長

そうですね。これはちょっと私も、委員と同じようなこと、感じたんだけどね。

○委員

そうですね。

○委員長

この人、そういうこと言うと、ちょっとまた食ってかかってきそうな人なんで。

○委員

思います。

○教育長

歴史認識の差か。

○委員長

そう、それは。

○委員

ありますね、ここは。それわかってて、これ質問しているような気がしてならんのですけど。

○委員

書いてることはちょっと違う。

○委員

そう。

○委員

具体的な話よりは、そこもうちょっと平たくというのがいいような気もするんです、日本国家だけじゃなくて。

○委員長

じゃあ、ちょっと今のところはまたやるとして、感謝のことはさっきも出ましたね。大前提として徳ということが前文の中で述べられているし、それから共育12の実践項目もこの中で触れているので、それでもうちゃんと書いてありますよということですね。

それから、14番ですけど、子どもの人権の中立性ということで、そのことまで教育憲章の中に入れる必要があるかどうかというね、こういう問題があるもんですから。ただ、あれですよ、例えば子ども人権サポート委員会だとか、いろいろないじめ防止の、この間、課長のほうから出していただいたようなああいういろいろな具体的なことをこの人に知らせてあげれば、ちゃんとやっているなっていうことがわかってもらえるんじゃないのかなと思うんですけどね。

○教育長

こういった規則をつくって、保護しているということですね。

それから、先ほどの子どもの人権保護という言葉までつけるかどうかということについてね。

○委員長

それは1条についてね。

○教育長

趣旨としては、やっぱりそういう気持ちでやっとするわけですから。

○委員長

1条のところについては、もう一回ちょっと検討するというところで、はい。

じゃあ、1番から14番までで少しつけ加えたいなという方がありますか。よろしいですか。

じゃ、さっきも言ったように、一応今もはや50分たちましたので、一旦ここで切ります。これまだ膨大な数があって、全部で293あるもんですから。

○委員

一つずつ回答を書いていくということ。

○委員長

はい。

まず、一旦ここで終わります。

では頭、ちょっと切りかえていただいて、(3)新設小学校の校歌制定に対する補助についてということで、委員さん方には先ほど配らせていただきましたが、ちょっとこの資料をごらんいただいて。

まず、そこの最初のところに校歌の教育的な意味について書いてあります。それから、二つ目として統合小学校の校歌制定の機運ということで、作手小学校が現在歌詞募集中、それから作曲家が決まっていると。それから、鳳来寺小学校も現在歌詞募集中と。黄柳川小学校については、平成27年度から28年度中には制定したいと、そういう考えを持っております。

歌詞の公募についてですけれども、歌詞の公募を通して学校統合、地域住民に改めて知らせるとともに、学校統合を前向きに捉え地域の活性化につなげたいというそういう思いがあるということですね。

それから、4番の校歌制定に対する補助などについてなんですけれども、市町村によって差がありますよ。まず、巴ヶ丘小学校、旧下山村が予算化していると。もうちょっと言いますと、これは旧下山村の5つの小学校が統合してできた学校ですが、予算化してつくっております。東栄小学校、これはほんとに最近の学校ですけれども、東栄町でたった一つの小学校になったときに、町が予算化していると。それから、くすのき支援学校については、これは豊橋市で予算をとってやっています。

それと、ここに書いてないですけれども、田原で伊良湖岬小学校ができました。3校が合同してできたんですけれども、これは今現在校歌制定中だそうです。それで、ふるさと大使の太田剣という方、「けん」というのは剣という字ですけれども、ジャズのサックスの奏者だそうですけれども、この方に依頼して今現在校歌制定に取りかかっているということですので、予算をどういうふうにするかっていうことまでちょっとわからないですが、多分田原市のほうで何とかするんじゃないのかなと思います。

近隣市町村の様子ですけれども、学校規模が大きくてPTA、後援会等の援助が得られやすい地域では、概して市町村の予算化はない。逆に、町村で一つの学校、または学校規模が小さい場合はPTAなどの財源が得られにくいので、市町村で予算化をしているのではないかと考えられると。

それから、②のところですけれども、新城市では従来は予算化してないが、作手、黄柳野、鳳来寺及び今後の統合による小学校、どうなるかわからないですけれども、いずれも規模が小さいことが考えられるので、多少の補助は必要ではないかと。

5番、新城市教育委員会としての対応はどうするかということで、①多少の予算はつける、②各学校及び支援組織の対応に任せる、③その他と。それから、以前に地域活動交付金を利用するのも一つの方法であるよ、こういう意見が出ましたが、ちょっとここで皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますので、時間余りとれませんけれどもよろしくお願ひします。

○委員

前にもちょっと申し上げましたが、教育委員会で全額というのも依頼先によってその差が生じますよね。有名な方に頼んだら100万円かかったとか、地元の関係者に頼んだら10万円で済んだとかっていうようになってくることもあるものですから、一律にやはり一部補助という形で幾らっていうふうにしていったほうが平等になるのではないかなと、私は思うんですけどね。

○委員長

基本的に教育委員会としても、ある程度の補助は必要じゃないかという、そういう考えですか。

○委員

そうです。やっぱり、校区によって後援会、財産区という組織に差がありますので、今回の統合は比較的小規模校が多いわけですので、補助をしていただけるほうがいいのではないかなと思います。

○委員

私も全く同じ意見で、深めなきゃいけないことが幾つかあって、校歌に類するような支出、ほかはないのかな。前、校旗の話が出てきましたよね。そういうものとか幾つか考えておかないと、切りなく出さなきゃいけないっていうふうなことになるとすれば、それに合わせた、全体を包括できるようなルールでやらなきゃいかんのかなと。それで、その辺を思います。でも、同じカテゴリーのものを集めたとしたら、やっぱり校歌って非常に大事なもののかなって、学校にとっては大事なものだなって思うので、作成することに対しての、私は一定の予算、金額決めてこれだけのお手伝いができますよっていうふうなルールをこの際つくることができたというふうに思っています。

それで、地域活動交付金なんですが、ぜひこれは地域に任されていることなので、こちらが使ってくださいとか、使わないでくださいということではないんですけども、こういう使い方っていうのもしていただければうれしいなというふうにして思いますし、その中で、地域の中でのプライオリティーを考えてもらって、地域の事業として位置づけてもらえるとうれしいというふうなことを感じました。

○委員

私、音楽をしておりますので、校歌っていうのをすごく大事に考えております。それで、校旗や校章、あれと同じように考えたらどうかなっていうふうに思っております。それで、今まで新城市の中のいろんな校歌を聞かせて、子どもたちがひいておりますけれども、中には「えっ」て思うすごく個性的な、いいのか悪いのかはどっちの意味で私が言ってるかわかりませんが、個性的な校歌もあります。それが、例えば有名な方の作曲であるのかなのか、その辺の区別はつきませんけれども、いろんな校歌があるっていうことを思っております、作曲者によって値段も違うってことも何となくわかります。

それで、これは何年度に必要なものなのかっていうことと、例えば学校である程度は教育委員会でお金を予算化しても足りない部分は学校の努力なんですけど、寄附をいただいたり、バザー開催したりして足りない部分は担ったらどうかっていうふうに思います。

そして、もう一つの別のことなんですけど、新城中の全ての学校の校歌の原本、それはメモリー化するというんですかね、そうすれば途中で楽譜がコピーを失敗して違ったふうになってしまった、違ったふう覚えてしまったってこともなくなりますので、この機会にその原本をメモリー化していただけたらと思います。

## ○委員長

今の御意見で、ちょっと何年度につくるかということに関連してなんですけれども、作手小学校の場合は、最初統合までに一つの新しい小学校の校舎ができるまでに4年間あるから、まあゆっくりつくろうというそういう話し合いが進められていたんですけれども、結局ここにきて校歌を早くつくろうという機運ができたのは、私の子どもは校歌が歌えなかったとか、うちの卒業生のときには校歌がなかったというような寂しい思いをさせたくないというようなそういう保護者や地域の方の意見が結構あったんですよね。それで、前倒しで校歌をつくろうという。

だから、かなり子どもも保護者の皆さんも校歌についての思い入れはあって、うちの子どもの卒業のときに校歌がなかったなというそういう思いをやはりさせたくない。だから、できるだけ早くつくりたいというそんな事情もあるようです。

## ○委員

校旗は教育委員会から予算化するということでしたね。なので、それらも含めて例えば新設校の支度金みたいなものでその校歌も入れながら、幾ばくかの多少の予算をつけるということは検討してもいいのかなと思うんです。

その前に、例えば地域活動交付金などを利用するっていうこともちょっとチャレンジしてもらってもいいのかなと。その間に、校歌も含めた支度金のような予算をつけるという仕組みをつくっていったらと思っています。

## ○教育長

学校運営、教育課程の実施、あるいは教師や子どもたちのモチベーションといった中で、校歌の位置づけがどうであるかと考えたときに、戦後間もないころ新制中学が発足したり、それぞれ尋常小学校が国民学校、小学校になって、その当初はなかったと思うんですよね。ある学校にはあっても、ある学校にはないと。そういう時代においては、校歌の位置づけはそれぞれあってもなくてもという要素だったと思うんですけれども、今この平成の時代になって、戦後70年経たときにどうであるかを考えたときに、子どもたちのいわゆる価値観の上でも、校章と校歌とどちらが子どもにとって身近なものに感じるかと考えたときに、我々の時代は校章だったと思うんですよ。もう、学生帽もあって、ここに記章があってこれを磨くのが中学時代、結構男子生徒のおしゃれだったんですけども、今はもう記章、子どもたちにとってどこにあるかと、恐らく頭の中にもないというふうに思うんです。

じゃあ、学校の印はどこにあるかということを見ると、校歌にあるんじゃないのかなと。それゆえ新設校のくすのき特別当別支援学校においても、あるいは豊橋工業が甲子園に出るというときにおいても、改めて校歌を見直してきたというような事実があることを考えると、やっぱり時代や社会の変化の中で校章、校旗、校歌というものを考えたときに、校歌の子どもにとっての位置づけは、非常に高くなっていると思われる。

そうなる、やはり新設校ができるならば、校歌は子どもの一つの自分の心のよりどころとして、学校としての心のありどころとして大きな要素を占めるんじゃないかということであるならば、教育委員会としてその価値を認めるならば、やはり何らかのそれを校歌制定に向けて促す、そういうきっかけとなるような支援が必要なんではないかというふうに考えます。

## ○委員長

ありがとうございました。一応、そういうようなことで、ここで言いますと①の多少なりとも補助

すると、そういう意見にまとまったかと思しますのでよろしくをお願いします。

○教育長

ただ、もう一つつけ加えるならば、いろんな学校の校歌策定の経過を振り返ってみたときに、我々が努力してつくったんだと、皆でつくったんだという要素も必要な要素だと思うんですよ。子どもも保護者も地域の人、みんなして努力してつくったというそういう要素があると、また一層愛される校歌になると思いますので、そういった部分もぜひ必要な要素として新設校の校歌作成の過程には位置づけていただきたいなというふうに思います。

○委員長

ありがとうございました。

では、4番に進みます。

生涯学習推進員について、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

3月の教育委員会へ任命の議案を提出した際に、弁天地区、布里地区、愛郷地区、細川地区の4地区で推進員がまだ決まっておりましたが、このたび76地区全ての推進員さんの名前がそろったので御報告をさせていただくものです。

22ページの名簿、9番目にありますミヤハラさん、これが弁天の推進員さん、それから24ページに飛びまして60番、そちらが布里の推進員さんです。それから61番委員が愛郷の推進員さん、それから69番目が細川の推進員さんということで、全てがそろいました。

4月の行事予定で報告したように、22日に推進員協議会を開催しまして、この際委嘱を済ませておりますので御報告させていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

何か、どうぞ。

○委員

4番の方なんですけど、これ入船の代表の方なんですけれども、この76人の中の唯一の女性です。男女共同参画の一つとしてとてもうれしいことだと思っています。

○教育長

あれ、唯一だった。この間の会合には何人か女性がみえたけど、代理で出とったんだね。

○生涯学習課長

代理です。

○教育長

唯一、すごいですね。

○委員

はい。

○教育長

76分の1。

○委員

この方が入ったのは非常に例外的な感じですか、それ。

○教育長

代表が何番でしたっけ。

○生涯学習課長

代表が、22番になります千郷中学校区から出られています今泉さんが会長になっております。

○委員長

じゃあ、そんなところでよろしいですか。

(5) 新城市の地質百選について、文化課お願いします。

○文化課参事

5番、6番、7番、一緒に報告させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長

どうぞ。

○文化課参事

前回、新城市の地質100選をこんな形でという案をお示したんですが、4月1日に完成しました。それで、お手元に一部お置きしましたので、またごらんになっていただいて活用していただければと思います。今後は、学校への配布、それから一般の方への配布、それからジオパーク構想の中での利用等も考えております。

次に、館報44号の発行ということで、博物館では毎年1回ずつ館報という形で事業報告、研究報告等行っております。今回の館報につきましては、50周年の記念式典、委員さんにも出ていただきましたけども、その記録も含めた2年分の報告を掲載しておりますので、またこれもお手元にありますのでごらんになっていただければと思います。

次に、7番目の「新城市の自然誌 地学編」の特別展ですが、資料にチラシを入れてございます。先ほども申し上げましたように8月31日まで開催をしております。今回出された地学編をわかりやすく展示で解説しておりますので、またごらんになっていただければと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

今のところ、よろしいですか。どうぞ。

○教育長

東三河ジオパーク構想ということで進めていて、これが新城市のジオサイトということでもあります。より多くの市民、子どもたちに知っていただきたいということを思います。この資料は市役所部長会には配布しましたか。

○文化課参事

してないです。

○教育長

それから、市議会議員さんは。

○文化課参事

一部の方には渡っていますが、全員の方にはお渡ししてないです。

○教育長

ぜひ、そういう方々にも配布したり、あるいは市の人寄りするようなところに掲示していただけるとありがたいなど。

○文化課参事

わかりました。

○委員長

これ、各学校には配布されておりますか。

○文化課参事

これから、全ての生徒さん、お一人一人に渡るように準備しています。

○教育長

公民館にも貼ってもらえるといいね。ある、それぐらい、部数。

○文化課参事

あります。

○委員

ラリーしたいですね。

○委員

そうそう。

○委員

行きたくなりますね。写真で見るとね。

○委員長

ありがとうございました。

では、(8)、スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

26ページをごらんください。

平成26年の3月、この教育委員会会議におきまして平成26年から27年の2カ年にわたり本市のスポーツ推進委員として、32名の方が承認を受けました。任期1年を残しまして、こちらの表にございます白抜きの方4名、女性スポーツ推進委員4名の方になりますけど、この3月31日付をもちまして辞任届が提出されましたので御報告いたします。

○委員長

後任とかそれは。

○スポーツ課長

それで、後任につきましては、今各選出母体、新城でいいますと体育振興会が選出母体になっておりますので、そちらのほうに今協議をかけようとしておる段階です。

○委員長

わかりました。また、後日報告があるということですか。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

じゃあ、今の件についてよろしいですかね。

日程第5 その他

○委員長

じゃ、日程第5、その他、(1)、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

平成27年度の学校訪問実施予定日ということで、この表のように掲げさせていただきました。委員さんにおかれましては、2回ないし3回という形で御参加いただけるとありがたいと思います。

もし何か御都合が悪いようでしたら、入れかえ等させていただいて対応ができたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長

はい。教育委員というところを見て、大体2回入っているんですよね、3回か。2回ないし3回。

○学校教育課長

はい。

○委員長

また、それじゃ都合が悪かったらこの中で話し合っってということですね。

○学校教育課長

はい。お願いします。

○委員長

(2)、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

タイトル等が入ってない文書でわかりにくかもしれませんが、新城市で公共施設等総合管理計画策定委員会というものを立ち上げるということになっています。

市が保有、管理する施設が学校を初め、庁舎やこども園などの建物、それから道路や水道といったライフラインなどの施設について、多くの施設が建設から相当年数がたっているということから老朽化が激しい状況です。これら施設の更新や統廃合・長寿命化など計画的に実施していくために、財政課が中心となって計画の策定を予定しております。このために多角的な視点からアドバイスをいただきたいということで、委員会を設置するというものです。

その委員として、特に多数の施設を管轄する教育委員会から、教育委員さん1名の参加を求められています。

概要としましては、ここに書いてありますとおり平成29年3月までの2年間で、会議が年6回程度開催される予定です。事務局は財政課となっております。

それで、本日財政課から正式な依頼文書が来たので、ここには間に合わなかったのですが、5月20日までに推薦をしていただきたいということでありましたので、できれば本日御参加の検討をお願いしたいと思います。

○委員長

じゃあ、一番裏のページの団体の教育委員会推薦のこのところに1人と、そういうことですね。

○教育総務課長

はい。

○委員長

それじゃこれ、今すぐ決めてほしいわけですか。

○教育総務課長

5月20日までに決まればいいです。

○委員長

それじゃ、ちょっとこの後ね、まだ残りがあるので、それも含めてちょっと相談させていただくということよろしいですか。

○教育総務課長

はい。

○委員

一つだけ、要望もあるので、この機会に言っておかないとまた間に合わないかなと思ったものですから、お願いします。ホームページの件です。1月でしたか、ホームページの共育のところをよく見えるようにということで要望したのですが、この4月から市のホームページのトップページに共育が入って、私もちょっと見てみましたら、共育のところをクリックしていくと、共育の理念が出てきたり、それから共育12のことが出てきたり、非常にわかりやすく工夫してつくられていましたので、担当の方が頑張ってみえるなと思いました。

それで、共育にかかわる情報ということで、共育カレンダーが一番最後のところについてまして、4月の行事予定があり、例えば小学校入学式を押しますと、各学校のホームページに飛べるようにリンクがはってあるんですね。ということは、「共育の日」の情報は、共育カレンダーから各学校のホームページにリンクでわかるようにできるということです。問題は学校のホームページで、リンクで学校のホームページのトップページに飛ぶようになっているのですが、そうするとそこに共育のことがわかるようになっていないと情報が手に入れづらいということになります。

ですから、お願いしたいのは、各学校に共育のカテゴリーをつくっていただけるとありがたいということです。これは、年度当初ですし、そこをつくっておくと共育の日にどんなことをやるのかはそこを見れば、地域の方も一般市民の方も知ることができるので、この時期にぜひやっていただけるとありがたいというお願いです。

○委員長

それは、課長さんにですか。

○委員

そうです。課長さんにですが、ぜひ校長会の折に各学校につくれるようお願いしていただけたらなと思います。私、ちょっと八名小と庭野小に聞いてみましたら、もうつくってくれてありまして、簡単にできるということです。PTA総会のことを八名小では、既に共育のところに入れてありました。問題は、そのカテゴリーをつくる担当者が引き継ぎを受けているかです。ホームページをつくり始めたのが2008年ですので、大分たっております。ホームページを管理するアクセス権を持っているのは校長、教頭ではないようで多分、教務主任かパソコンに詳しい先生かなと思います。パスワードがきちっと引き継がれていれば、簡単にできるということなんで、その引き継ぎの確認も込めてお願いできるというなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ありがとうございました。

じゃあ、これで閉会したいと思います。

ありがとうございました。

閉会 午後5時18分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記